

## 高知工科大学授業料の免除に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高知工科大学学則第 3 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、授業料の免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第 2 条 授業料の免除は、理事会が認めた予算の範囲内で行う。

(資格)

第 3 条 授業料の免除は、授業料の納付が著しく困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる者に対して行う。

(免除の申請手続)

第 4 条 授業料の免除を受けようとする者は、別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。ただし、特別な事由がある場合は提出期限を過ぎても申請を受理することがある。

- (1) 前条の規定に該当する場合は、授業料免除願（別紙様式 1）、家庭状況調書（別紙様式 2）、市区町村長の発行する住民票及び学資負担者等の所得課税証明書
- (2) その他学長が必要と認める書類

(免除の決定)

第 5 条 授業料の免除者は、学長が決定する。

- 2 免除を決定した者には、通知書（別紙様式 3）を交付する。

(免除の取り消し)

第 6 条 学長は授業料の免除を受けていた者が次の各号の一に該当すると認めた場合には、授業料の免除を取り消すことができる。

- (1) 本学の学生としての本分に反する行為があったとき
- (2) 申請の書類に虚偽の事項を記載していたとき
- (3) その他免除の取り消しが適当と認められる事由が生じたとき

2 前項により授業料の免除を取り消された者は、免除された授業料を別に定める期日までに納付しなければならない。

(その他)

第 7 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

1 見直しにより、公立大学法人高知工科大学授業料の免除に関する規程は高知工科大学授業料の免除に関する規程に名称変更する。

2 この規程は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。